

令和8年度 被扶養者に対する特定健康診査等の実施機関の募集について

(個別契約)

全国健康保険協会山口支部では、全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被扶養者（40歳から75歳未満）に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施機関を以下の要件で募集します。

1. 委託業務の内容

全国健康保険協会に加入する40歳以上75歳未満の被扶養者に対し「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び実施基準に基づく特定保健指導（以下「特定保健指導」という。）を実施する。

2. 受託機関の要件

受託機関の要件は以下のア～ウのいずれかに該当することとする。

なお、特定健診当日の初回面談を委託する場合の特定保健指導の契約金額は、自己負担が生じないよう保険者負担上限額の範囲内とする。

ア. 集合契約に参加していない機関

イ. 集合契約に参加しているものの、特定健診及び特定保健指導のいずれかの金額が集合契約の金額より安価に契約できる機関

ウ. 集合契約Bのみに参加している機関で、特定保健指導について保険者負担上限額の範囲内で契約できるため、特定健診当日の初回面談を実施できる機関

3. 資料請求

5. お問い合わせ先 までご連絡ください。

4. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. お問い合わせ先

全国健康保険協会山口支部

保健グループ 特定健診担当

電話：083-974-0530（土日、祝日を除く 8時30分～17時15分）